

桜井市国土強靱化地域計画

令和3年3月

奈良県桜井市

【 目 次 】

I. 地域の特性	… 1
II. 国土強靱化地域計画策定にあたって	… 3
1. 計画の位置づけ	
2. 計画期間	
III. 基本目標	… 4
IV. リスクシナリオの設定	… 4
1. 想定される災害（リスク）	
2. リスクシナリオの設定	
V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針	… 9
VI. 施策ごとの推進方針	… 10
《別紙》 推進方針の具体的な施策	… 15
別表 個別事業一覧表	

I. 地域の特徴

《桜井市の位置と地勢》

本市は、奈良盆地の中央東南部に位置し、北部は龍王山、蘭生峠、貝ヶ平山を経て天理市、奈良市に続き、南部へは竜門山地を越え吉野郡に、更に経ヶ塚山、熊ヶ岳の山峰を擁し、宇陀市に及ぶ。そして、中央部から東へは、三輪・巻向・初瀬の山々が連峰し、大和高原の一部となっている。

これらの山々に囲まれた平坦部は、北西部に次第に傾斜しながら大和平野に広がり、田原本市、橿原市と接続している。

河川は、大和川水系で大和川、粟原川、寺川、米川、纏向川が、かんがい用水として平坦部一帯を潤している。

市域には、先史時代の遺跡・古墳をはじめ各時代の当時をしのばせる事物が数多く残されている。古代から交通の要衝としてひらけ、現在では大阪市内から約 1 時間、奈良市中心部から約 30 分という地理的条件である。

《気候の特徴》

市域の気候・気象条件は奈良盆地である平地部と、丘陵地・台地を含んだ山地部とに大きく二分され、山地部は平地部に比べ、降水量も多く、気温も低い。また、内陸性の気候であり、一般的に夏は蒸し暑く、冬は冷え込みが厳しい。

気象台（奈良）及び桜井市に近いアメダス観測所（大宇陀・田原本）のデータを参照すると、降水量は観測所によって異なるが、多い月は台風期である 9 月や梅雨期である 6、7 月及び盛夏期の 8 月で、月降水量の最大値は、大宇陀観測所（標高 349m）の 609mm（昭和 57 年 8 月）である。一方、少ない月は 12、1 月で、最少は奈良地方気象台（標高 102m）の 1.5mm（平成 23 年 1 月）である。

気温は奈良地方気象台（標高 102m）で、月平均気温の最高値が 8 月の 28.8℃（平成 22 年）で、最低が 1 月の 1.0℃（昭和 38 年 1 月）と、その差が 27.8℃である。大宇陀観測所でも最高が 8 月の 26.7℃（平成 22 年）で、最低が 2 月の -0.5℃（昭和 59 年）とその差が 27.2℃である。標高の高い大宇陀観測所の方が 2℃程低いことがわかる。

【降雨特性】

要素	奈良	田原本	大宇陀
最大年総雨量	1790.2mm(昭和34年)	1633mm(平成 5年)	2009mm(平成23年)
最大日雨量	196.5mm(平成29年)	214.5mm(平成29年)	235mm(昭和57年)
日最大1時間雨量	79.0mm(平成12年)	80.0mm(平成22年)	59mm(平成29年)

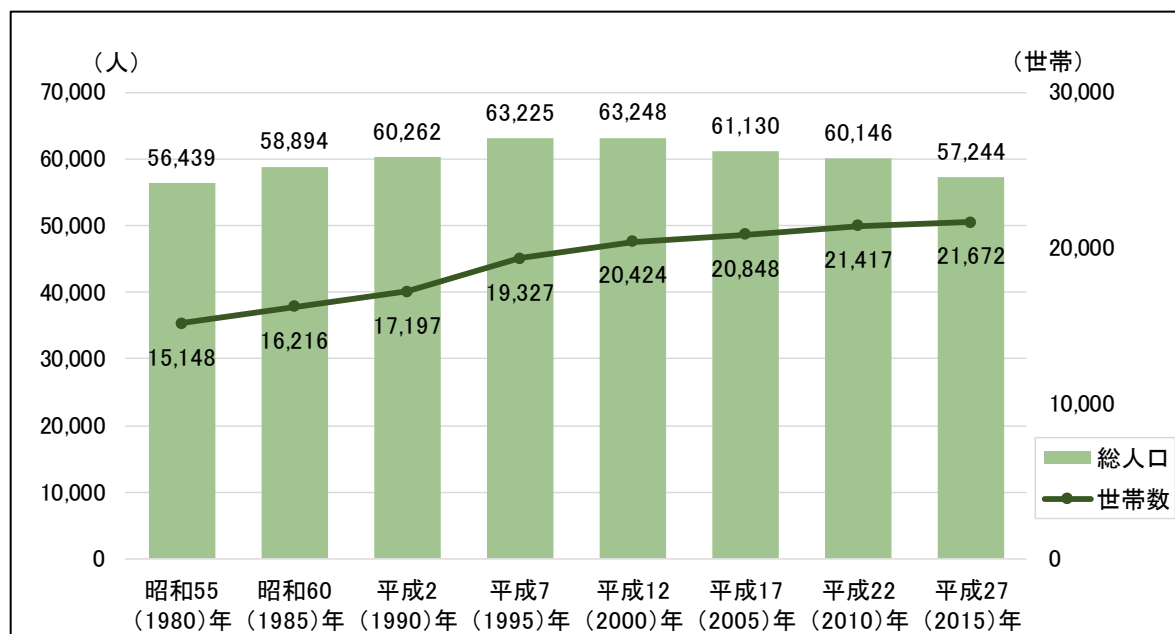
資料：奈良地方気象台

（統計期間：奈良は昭和 29 年～平成 30 年、田原本、大宇陀は昭和 51 年～平成 30 年）

《人口の推移、年齢構成等》

昭和 55 年以降の本市の総人口及び世帯数の推移を、国勢調査に基づいて示すと次表のとおりである。

本市の人口は平成 12 年から減少傾向に転じており、年齢構成に関しては、低年齢層の減少傾向が続き、老年者人口が増加傾向にある。この高齢化傾向は、今後も続いていくものと考えられ、中高年層の社会的経済的役割の増大が予測される。



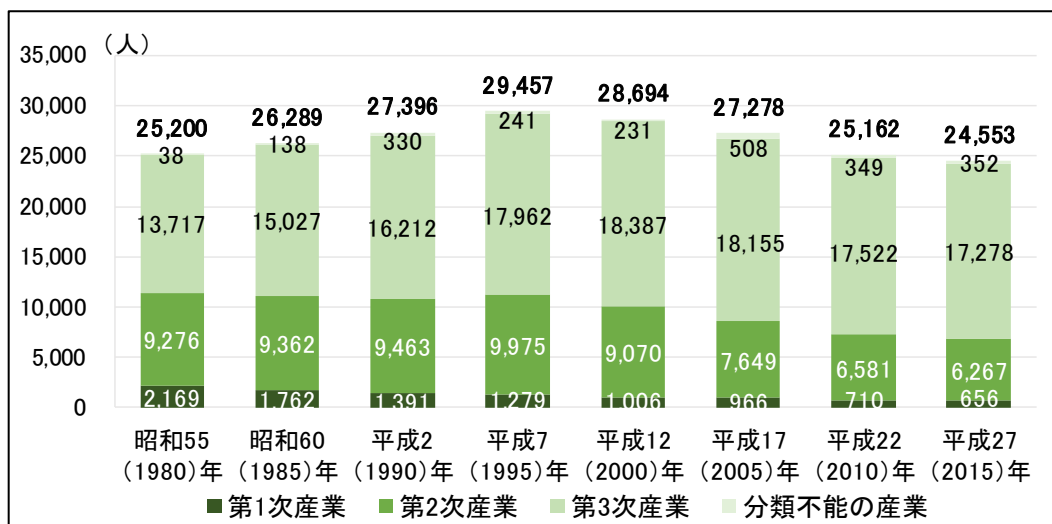
資料：国勢調査

《産業構造等》

昭和 55 年以降の本市の産業分類別就業人口の推移を、社会・人口統計体系に基づいて示すと次表のとおりである。

本市の就業者人口は平成 7 年より減少傾向にあり、第 3 次産業就業者の割合が約 7 割と高い。一方、農家数は減少するとともに高齢化が進んでおり、耕作放棄地も増加している。また、製造業等の事業所数、従業者数も共に減少傾向にあり、産業従業者数 1 人あたりの製造品出荷額等は奈良県平均より低い。

近鉄・JR 桜井駅を中心とした居住地は、商業施設が徒歩圏域にあるが、市内の主要駅周辺の商店街の衰退・空洞化が著しく、幹線道路沿いへの大規模店舗の立地が進んでいる。



資料：社会・人口統計体系

Ⅱ.国土強靱化地域計画策定にあたって

1.計画の位置づけ

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」または「地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本計画は、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市の国土強靱化の指針となるものである。また、桜井市総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本市が有する様々な分野の計画等の指針となる、又は相互補完するものである。

2.計画期間

本市地域計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、令和 2 年度から概ね 5 年間とするが、必要に応じて見直すものとする。

Ⅲ.基本目標

本市は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、奈良県国土強靱化地域計画との整合を図りながら、以下の3つを「基本目標」とした。

I 人命を守る
II 住民の生活を守る
III 迅速な復旧・復興を可能とする

Ⅳ.リスクシナリオの設定

本計画を策定するにあたり、県計画に示された「想定するリスク」を基本に、大規模自然災害に対する本市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定を行った。

リスクシナリオは、まず本市に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて設定した。

1.想定される災害（リスク）

住民の生活・本市の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の国土強靱化基本計画、奈良県国土強靱化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めた。

(1)地震

① 内陸型地震（奈良盆地東縁断層帯）

奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査」では、奈良県内に8つの起震断層を設定して被害を想定。特に本市の被害の大きいとされている奈良盆地東縁断層帯による地震の特徴は以下のとおりである。

○地震動（揺れ）

- ・市内で震度7の揺れが想定されている。

○人的被害

- ・死者の約85%が揺れによるものであり、残り約15%が斜面崩壊と火災によるもの。

- ・負傷者の約 90%が揺れ・液状化によるものであり、残り約 10%が斜面崩壊と火災によるもの。

[死者：約 230 人、負傷者：約 740 人、死傷者：約 970 人]

○建物被害

- ・建物被害の約 95%が揺れによるものであり、残り約 5%が液状化と斜面崩壊によるもの。

[全壊：約 5,600 棟、半壊：約 2,800 棟、全・半壊計：約 8,400 棟]

○避難者数（最大と見込まれる 1 週間後）

[避難者数（最大と見込まれる 1 週間後）：約 21,700 人]

○その他

- ・震度 7 等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い。
- ・このため通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる。

② 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード 9.1 と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における、奈良県内の被害想定について、以下のとおり掲載する。

○人的被害及び建物被害

奈良県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

＜奈良県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年 6 月 再計算）＞

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6 強： 2 市町村 6 弱： 35 市町村 5 強： 2 市町村	6 強： 27 市町村 6 弱： 12 市町村 5 強： なし
死者数	約 60 人	約 1,300 人
建物全壊棟数	約 6,500 棟	約 38,000 棟

※桜井市で想定される最大震度は基本ケースで震度 6 弱、陸側ケースで震度 6 強とされている。

＜奈良県内における施設等の被害想定（令和元年 6 月 再計算）＞

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
ライフライン 施設被害	上水道（断水人口）	約 120 万人
	下水道（支障人口）	約 97 万人
	電力（停電軒数）	約 88 万軒
	固定電話（不通回線数）	約 15 万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約 3 万 8 千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約 930 箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約 810 箇所
避難者数	発災 1 日後	約 10 万人
	発災 1 週間後	約 26 万人
	発災 1 ヶ月後	約 20 万人
帰宅困難者数		約 13 万人
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		37 施設
孤立可能性のある集落数（農業集落）		47 集落

(2)水害 ～大和川大水害～

台風 10 号が紀伊半島の南海上を北上。昭和 57 年 8 月 2 日 0 時に渥美半島西部に上陸して、2 日 5 時頃には能登半島から日本海へ抜けた。

一方、台風第 9 号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、2 日夜には九州南岸を経て 3 日昼頃に紀伊半島を通過した。

奈良県では、7 月 31 日夜半から、台風前面の停滞前線も活発化して大雨となり、8 月 2 日午後には一旦天候が回復したものの、同日午後 10 時には再び大雨となり 3 日午後まで降り続いた。

奈良市における雨量をみると、8 月 1 日 160 ミリ（観測開始以来 2 番目）、8 月 3 日 155.5 ミリ（同 3 番目）という記録的な豪雨となった。

これにより、王寺町で大規模な浸水被害が発生したほか、奈良県内各地で浸水被害や土砂崩れが発生し、死者・行方不明者 16 名、家屋全壊 24 棟、半壊・一部損壊 34 棟、床上浸水 5,573 棟、床下浸水 5,084 棟という甚大な被害となった。

本市においても、土砂災害や浸水被害が引き起こされた結果、死者 2 名、負傷者 3 名、家屋全壊 8 棟、半壊・一部損壊 170 棟、床上浸水 67 棟、床下浸水 463 棟という甚大な被害が発生した。

(3)土砂災害 ～紀伊半島大水害～

台風第 12 号が北上し、平成 23 年 9 月 2 日に四国に接近、3 日午前 10 時頃高知県東部に上陸した。その後もゆっくり北上を続け、四国・中国地方を縦断して 4 日朝に日本海に抜けた。奈良県内では、台風接近に伴い 30 日夜から雨が降りはじめたが、台風が遅かったため、9 月 4 日の午前 9 時頃まで長時間継続した。

総降水量は、上北山のアメダスで 1,812.5 ミリ、国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では 2,436 ミリが観測されている。また、72 時間降水量も上北山のアメダスで 1,652.5 ミリと観測史上最大値を更新し、十津川村風屋のアメダスでも 1,303 ミリを記録するなど奈良県南部全域で経験したことがないような大雨となった。これに伴い、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生し、河道閉塞による土砂ダムが 4 カ所で発生した。

本市においては、建物半壊 1 棟、崩土 1 件、その他 7 件の被害が発生した。

2. リスクシナリオの設定

県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた、1 から 6 までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本市の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を各分野に分類した。

I 人命を守る

- 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

II 住民の生活を守る

- 3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保
- 5 二次災害の防止

III 迅速な復旧・復興を可能とする

- 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

施策分野		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	地震・水害・土砂災害の 対策及び避難対策の確実 な実施	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による 犠牲者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生 1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生 1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生
2	救助・救急、医療活動等の 迅速な実施	2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の 絶対的不足及び活動ルート of 長期間の寸断 2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援 ルートの途絶 2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生
3	住民の生活に必要な行政 機能、企業活動の維持	3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全 3-2 被災による治安の悪化 3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に よる地域経済の疲弊 3-4 食料等の安定供給の停滞
4	ライフラインの確保	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により 重要な情報が必要な者に届かない事態 4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー 供給の停止 4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ LPGガスサプライチェーンの機能の停止 4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止 4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 4-7 地域交通ネットワークが分断する事態
5	二次災害の防止	5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響 5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生 5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大
6	地域社会、経済の迅速な 再建・回復	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が 大幅に遅れる事態 6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興 が大幅に遅れる事態 6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

本市の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、大和川大水害や紀伊半島大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進する。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- i 本市の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- ii 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- iii 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- i 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ii 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- iii 非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- i 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ii 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- i 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- ii 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に十分配慮する。
- iii 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

VI.施策ごとの推進方針

リスクシナリオを回避し、最悪の事態を回避するための推進方針は次のとおりとします。なお、推進方針の具体的な施策は、別紙のとおりとし、記載の事業等については、必要に応じ、適宜、見直していく。

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生	・住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知する（耐震ローラー作戦）など耐震化に努める。 ・地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。 ・地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら、消防団や自主防災組織等の機動的な組織運営に努める。 ・消防団車両の定期的な更新を図る。 ・消防団の設備、資器材の充実強化や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。 ・公共施設の耐震化や老朽化対策を進める。
1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生	・洪水ハザードマップを作成し、周知する。 ・洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。 ・県と共に内水対策を促進する。
1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生	・土砂災害ハザードマップを作成する。 ・土砂災害危険箇所の調査結果を周知する。 ・土砂災害区域内住民への連絡体制を確立する。 ・県と共に土砂災害危険箇所の対策を促進する。 ・土砂災害特別警戒区域内にある避難所の取扱の検討をする。
1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生	・「自らの命は自らが守る」という意識と正しい避難行動の周知を図る。 ・避難所での良好な生活環境の確保に努める。 ・Jアラート等の更新、維持管理に努める。 ・緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。 ・自主防災組織を主体とした訓練を実施する。（避難行動訓練、避難所運営訓練等） ・移動系無線機器を維持・更新する。

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	
2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止	・住民に災害発生後 1 週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・物資支援に係る協定の拡充を図る。
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	・住民に災害発生後 1 週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・災害時応援協定の拡充を図る。 ・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・市道の整備を促進する。 ・孤立の可能性のある集落に設置している無線機の維持管理に努める。 ・孤立の可能性のある集落を対象に通信訓練を実施する。 ・ヘリポートの適正な維持管理に努める。
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルート of 長期間の寸断	・災害の規模や被災地ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。 ・消防団の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自衛隊、警察、消防等との連携体制の構築・強化に努める。
2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶	・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・市道の整備を促進する。 ・長寿命化計画に基づき、トンネル及び橋梁の改修を図る。 ・ヘリポートの適正な維持管理に努める。 ・各医療機関や医師会等各種団体との連携体制の構築・強化に努める。
2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生	・疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を推進する。 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	
3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全	・職員を対象に訓練や研修を実施し、危機管理体制の強化を図る。 ・地域防災計画、業務継続計画等を随時見直し、実用性を確保する。 ・業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。 ・災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。 ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・非常用電源を確保する。
3-2 被災による治安の悪化	・警察等との連携体制の構築・強化に努める。 ・各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。 ・自主防災組織による訓練の実施を促進し、併せて防犯意識の高揚を図る。 ・県、市が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーの育成に努める。
3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊	・災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう主要幹線道路（国道、県道、市道）の整備を進める。 ・緊急輸送道路等の重要路線の橋梁の耐震化を図る。 ・地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。 ・事業所等に対し事業継続計画の策定について周知する。
3-4 食料等の安定供給の停滞	・緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、市道の強靱化と整備を促進する。 ・食料等物資提供の協定の締結に努める。 ・物資輸送等に係る協定の締結に努める。 ・ヘリポートの適正な維持管理に努める。

4 ライフラインの確保	
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止	・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・小型発電機を整備し適正に管理する。 ・専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう機材を整備するとともに訓練を行う。

	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態 ・全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。 ・緊急時でも 48 時間を目安として住民に情報を伝達できるよう通信設備の整備に努める。 ・避難所、学校、保育所などの施設への通信設備の設置に努める。 4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 ・道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速な道路啓開が可能となるよう道路（国道、県道、市道）の整備を促進する。 ・上水道施設の耐震化を進める。 ・農業・林業集落施設の耐震化を推進する。 ・事業所等に対し事業継続計画の策定について周知する。 4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止 ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・小型発電機を整備し適正に管理する。 ・ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。 4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止 ・上水道施設の耐震化を進める。 ・自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。 ・緊急飲料水製造装置の整備及び適正管理に努める。 ・水道用復旧用資材を備蓄する。 4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 ・清掃・衛生関係組合等との連携体制の構築・強化に努める。 ・ストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を図る。 4-7 地域交通ネットワークが分断する事態 ・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・市道の整備を促進する。 ・道路が寸断された場合における代替ルート確保や、バス事業者等関係機関との連携強化を図る。
--	---

5 二次被害の防止	
5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響	・風評被害が拡散しないよう市内外に正確な情報を発信する体制を整備する。
5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生	・貯水池やため池の改修や点検に努める。 ・ため池ハザードマップを策定する。
5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大	・森林の持つ多面的機能の維持・向上を図るために、間伐等による森林の整備・保全を推進する。 ・農地等が荒廃しないよう集落を挙げて維持に努める。 ・有害野生鳥獣被害対策を適正に実施し、田畑や山林等が荒廃しないように努める。

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復	
6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害廃棄物発生量の推計、仮置き場の選別、処理方法等について検討する。 ・一般廃棄物処理業者等との連携体制の構築に努める。
6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・市に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。 ・要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。 ・各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。 ・防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。 ・学校及び保育所等において防災研修や訓練を実施する。 ・自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強化する。
6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・市道の整備を促進する。 ・長寿命化計画に基づき、トンネル及び橋梁の改修を図る。 ・交通関係、運送業者との連携体制の構築に努める。

◆推進方針の具体的な施策◆

推進方針の具体的な施策は、以下のとおりである。

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える。

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

- ・地震に対する家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。
- ・空き家の所有者に対し、空き家の適切な維持管理や利活用を促す。
- ・空き家の所有者や利活用希望者等への啓発や情報提供、相談窓口の設置、財政支援等の必要な支援、法に基づく措置等、空き家対策に必要な事業を継続的に実施する。
- ・地震による鉄道施設の被害を未然に防止し、倒壊等による被害の拡大を防ぐため、高架橋の耐震化を推進する。
- ・老朽化が進む市営住宅について、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅ストック総合改善事業及び公営住宅等整備事業により、耐震化の推進、耐火性能の向上、長寿命化等のための計画的な改修を行い、住宅ストックの改善を図る。
- ・災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- ・住宅等の耐震化対策及び高齢者のバリアフリー対策の推進を図るため、無料住宅相談を実施する。
- ・国や県の補助制度等を活用し、消防団車両の定期的な更新を図る。
- ・消防団員の確保を図るとともに、常備消防との連携強化、団員の知識・技術向上を図る。
- ・国や県の補助制度等を活用し、消防団の設備・資機材・装備品の充実強化を図る。
- ・消防団による訓練を定期的に行う。
- ・耐震化が行われていない市立幼稚園や市立保育所の耐震改修を実施する。

桜井南幼稚園

安倍幼稚園

- ・社会教育施設等の耐震化や老朽化対策を適切に進める。
- ・指定文化財の管理者による文化財の適正管理を促進し、防災防犯体制の強化を啓発する。
- ・公共施設の耐震化や老朽化対策を進める。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生

- ・洪水ハザードマップに浸水想定区域等の情報を掲載し、市民に周知する。
- ・浸水常襲地域における被害を最小化するため、雨水貯留施設の整備を進める。また、県と協力して総合的な治水対策を推進する。
- ・河川に監視カメラを設置し、ホームページでの水防情報の提供を検討する。

1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生

- ・土砂災害ハザードマップを作成・配布し、その情報を市ホームページに掲載することにより、市民に周知する。
- ・土砂災害危険箇所の調査結果を周知する。
- ・土砂災害区域内住民への連絡体制を確立する。
- ・県と協力して土砂災害危険箇所の対策を推進する。
- ・土砂災害特別警戒区域にある避難所の取り扱いを検討する。

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

- ・住民一人ひとりが日頃から災害に関する知識を習得し、備えるために、防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続的に実施する。
- ・2年に1度を目安に、自治会や自主防災組織を対象とした中学校区単位の防災訓練を実施する。
- ・「自らの命は自ら守る」という意識のもと、市民一人ひとりが自発的に行う防災活動である自助や、地区内の居住者が連携して行う共助の取組促進を図る。
- ・防災情報配信サービス（桜井市安心安全システム等）や市ホームページ等による情報伝達手段を市民に周知・登録を促進し、緊急速報メール（エリアメール）については瞬時に対応できるようシステムを構築する。
- ・在住外国人の安心・安全を確保するため、桜井市 Web 版ハザードマップ（英語版）や観光庁監修の災害情報アプリ「Safety tips」等の周知を行い、外国人向けの災害情報の伝達体制について検討を行う。
- ・移動系無線機器を更新し、適切に維持・管理する。
- ・全国瞬時警報システム（J アラート）や奈良県防災行政通信ネットワークの定期点検を実施する。
- ・各避難所へ保管する備蓄品の購入を進める。
- ・避難行動要支援者名簿の作成及び定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自主防災組織、民生児童委員、消防署、警察署等と平常時から情報を共有し、支援体制を構築する。
- ・土砂災害警戒区域や浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の策定と施設利用者の安全確保のための体制整備を促進する。
- ・避難所に指定されている市立小中学校のトイレやその他設備の改修等を行うことにより、避難所の環境改善を推進する。

桜井中学校西側トイレ大規模改善改修工事

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える。

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

- ・計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料や飲料水、生活必需品等必要となる物資を確保するとともに、定期的な更新を行う。
- ・ハザードマップ等の活用や出前講座を通じ、非常用食料等の自発的な備蓄を促進する。
- ・市による備蓄物資や家庭や企業による自主備蓄の不足に備えて、企業等との救援物資供給協定の拡充を図り、流通備蓄の確保に努める。
- ・緊急輸送道路をはじめとした各道路ネットワーク機能を確保するため、橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進する。
- ・物資等の供給の停滞を防ぐために、緊急輸送道路等の重要路線における橋梁の耐震化や長寿命化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を推進する。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ・計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料や飲料水、生活必需品等必要となる物資を確保するとともに、定期的な更新を行う。〔再掲〕
- ・ハザードマップ等の活用や出前講座を通じ、非常用食料等の自発的な備蓄を促進する。〔再掲〕
- ・市による備蓄物資や家庭や企業による自主備蓄の不足に備えて、企業等との救援物資供給協定の拡充を図り、流通備蓄の確保に努める。〔再掲〕
- ・孤立可能性のある地域に貸与している無線機等の適切な維持管理と定期的な通信訓練を行う。
- ・緊急輸送道路をはじめとした各道路ネットワーク機能を確保するため、橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、国や県と連携して国道及び県道の整備を促進する。
- ・災害時における輸送路の通行機能や物資供給ルート多重性を確保するため、橋梁等の耐震補強や無電柱化等、市道の整備を促進する。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断

- ・自主防災組織の結成を促進し、その活動を支援する。
- ・大規模災害時における受援体制を整備する。
- ・平常時から市や県の社会福祉協議会と密接に連携することにより、発災時において、迅速な災害ボランティアセンターの開設・運営を図る。
- ・消防団員の確保を図るとともに、常備消防との連携強化、団員の知識・技術向上を図る。〔再掲〕

- ・消防団員安全装備品整備等助成事業等を活用し、消防団用資機材や装備品の充実を図る。[再掲]
- ・奈良県総合防災訓練や林野火災消火訓練に参加し、関係機関との連携強化を図る。

2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

- ・通信訓練等を通じて、桜井市医師会や桜井市歯科医師会、桜井市薬剤師会との継続的な連携協力体制を構築する。
- ・緊急輸送道路をはじめとした各道路ネットワーク機能を確保するため、橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、国や県と連携して国道及び県道の整備を促進する。[再掲]
- ・災害時に集落が孤立するリスクを防止・軽減し、道路（輸送路）の通行機能を確保するため、橋梁等の耐震補強や道路法面の防災対策を推進し、市道の整備を促進する。
- ・長寿命化計画に基づき、橋梁及びトンネルの老朽化対策を推進する。

2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

- ・マスクや消毒液、紙おむつ、簡易トイレ等の衛生用品を計画的に備蓄するとともに、企業等と仮設トイレ等の設置運搬にかかる協定締結を推進する。
- ・避難所における感染症対策のため、指定避難所の環境整備を進めるとともに、分散型避難の啓発を行って、感染症など、避難時の２次的な災害リスク軽減を図る。
- ・住民主体で衛生的な避難所運営ができるよう、地区単位の防災訓練を実施する。
- ・国や県と連携して国道及び県道の整備を促進する。

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える。

3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

- ・内閣府が示す「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」等を基に、罹災証明書発行のための被害状況把握と調査体制の迅速な整備を図る。
- ・罹災証明の発行に関する研修への参加や、被災地における家屋被害認定調査等の支援業務にかかる職員派遣により、被害認定調査において核となる人材を育成する。
- ・業務継続計画（BCP）に基づき、職員を対象とした図上訓練や参集訓練を継続的に実施し、訓練内容を踏まえて各種計画の見直しを図る。
- ・新規採用職員を対象とした防災研修を実施するなど、若手職員に対して平常時から危機管理意識の醸成を図る。
- ・防災拠点となる本庁舎を建て替えることで耐震化する。

3-2 被災による治安の悪化

- ・住民自らが避難所の運営を行い、防犯にも備えることができるよう避難所運営訓練を実施する。
- ・犯罪が起きにくい環境づくりのため、防犯灯設置事業や防犯カメラ設置補助事業を通じて犯罪の未然防止を図る。
- ・桜井・宇陀・東吉野地区防犯協議会をはじめとした関係機関・団体と連携し、災害に便乗した悪質商法や義援金名目の詐欺等に対する注意喚起などを行い、平常時から防犯意識の高揚を図る。

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

- ・災害時における道路ネットワークの遮断による企業活動や経済活動の停滞を防止するため、主要幹線道路（国道・県道・市道）等の整備を促進する。
- ・緊急輸送道路等の重要路線における橋梁の耐震化や長寿命化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を推進する。

3-4 食料等の安定供給の停滞

- ・計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料や飲料水、生活必需品等必要となる物資を確保するとともに、定期的な更新を行う。[再掲]
- ・ハザードマップ等の活用や出前講座を通じ、非常用食料等の自発的な備蓄を促進する。[再掲]
- ・市による備蓄物資や家庭や企業による自主備蓄の不足に備えて、企業等との救援物資供給協定の拡充を図り、流通備蓄の確保に努める。[再掲]
- ・緊急輸送道路をはじめとした各道路ネットワーク機能を確保するため、橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、国や県と連携して国道及び県道の整備を促進する。[再掲]

4 ライフラインの確保

災害発生直後から電気・ガス・水道・交通・通信等ライフラインが確保できるよう備える。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

- ・奈良県防災行政通信ネットワークの維持管理を行い、専用通信回線遮断時の情報伝達手段の確保を行う。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- ・全国瞬時警報システム（J アラート）や MCA 無線、デジタル簡易無線等の適切な維持管理を行い、発災時の市民への情報伝達に活用する。

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- ・奈良県 LP ガス協会桜井支部と連携し、災害時における LP ガス等の供給継続を図る。
- ・迅速な道路啓開による道路付帯施設（電気・通信等）の早期復旧のため、道路（国道、県道、市道）の整備を促進する。

4-4 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電施設）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ・奈良県 LP ガス協会桜井支部と連携し、災害時における LP ガス等の供給継続を図る。[再掲]

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・水道管路の更新及び耐震化を含めた施設の整備や、適切な維持更新計画のもと施設の長寿命化を図る。
- ・水道用復旧資材の備蓄を進める。
- ・給水拠点を設置し、応急給水を実施する。

4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・避難者数を把握し、避難所等に必要な仮設トイレの確保に努める。
- ・仮設トイレが不足する場合は、県に支援を要請し、もしくは他の自治体や関係機関に依頼し、必要数を確保の上、優先順位に配慮して設置する。
- ・し尿の収集運搬車両の必要数を把握し、し尿の収集・処理体制を確保する。
- ・下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行う。
- ・災害に備え、下水道施設における業務継続計画について随時見直しを行う。
- ・生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するため、下水道事業計画区域外における浄化槽の整備に対して支援を行う。

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

- ・国や県と連携して国道及び県道の整備を促進する。[再掲]
- ・市道の整備を促進する。
- ・集落が孤立するリスクを防止・軽減し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保するため、代替ルートの確保を検討する。
- ・道路管理者、警察及び交通事業者との災害時の連絡体制を整備する。

5 二次災害の防止

制御不能な二次災害を発生しないよう備える

5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

- ・ 緊急速報メール（エリアメール）や防災情報配信サービス（桜井市安心安全システム等）、市ホームページ等による情報伝達、また必要に応じて広報車両による広報等を活用し、市からの正確な情報伝達を行う。

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

- ・ 防災重点ため池マップ及びため池ハザードマップを作成する。
- ・ ため池決壊による災害の発生を未然に防止するため、ため池の耐震診断及びそれに伴う耐震化を実施する。
- ・ 貯水池やため池の改修や点検に努める。

5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大

- ・ 農村が持つ多面的機能の維持を図るため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用し、地域の共同活動等を促進する。
- ・ 農地・農業水利施設を整備し、災害に強い地域づくりを推進するため、基盤整備事業を継続して実施する。
- ・ シカやイノシシ等の有害野生鳥獣の増加による農作物被害及び森林への摂食被害、ため池や水路の堤体が掘り起こされる被害等を防止・抑制するため、有害野生鳥獣の捕獲や防護柵の設置等の対策を促進する。
- ・ 治水機能をもった災害に強い山林の整備を促進するため、間伐等の森林整備の支援や普及啓発を図る。

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、その適切な運用を図る。
- ・ 災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設定および廃棄物の処理方法等について検討する。
- ・ 災害廃棄物の処理等に関する広域連携体制の拡充を図る。
- ・ 災害廃棄物の処理等の協力について、一般廃棄物収集運搬許可業者や一般廃棄物処理業者等との協定の締結を推進する。

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・自治会及び自主防災組織等の地域コミュニティに対して出前講座を開催し、自助・共助の重要性を啓発する。
- ・地域に密着して活動を行っている民生児童委員を中心に、一人暮らしの高齢者世帯や子育て中の世帯等への「声かけ」や「安否確認」などの助け合いの仕組みを作ることで、個人が社会から孤立することを防止できるよう地域ネットワークづくりを進める。

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・桜井・宇陀・東吉野地区交通安全対策協議会をはじめとした関係機関・団体と連携し、危険が予測される箇所について啓発活動等を実施する。
- ・緊急輸送道路をはじめとした各道路ネットワーク機能を確保するため、橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、国や県と連携して国道及び県道の整備を促進する。[再掲]
- ・災害時に集落が孤立するリスクを防止・軽減し、道路（輸送路）の通行機能を確保するため、橋梁等の耐震補強や道路法面の防災対策を推進し、市道の整備を促進する。[再掲]
- ・長寿命化計画に基づき、橋梁及びトンネルの老朽化対策を推進する。[再掲]